

災 害 用 事業継続計画 (B C P)

社会福祉法人グラディーレ
特別養護老人ホーム青葉の郷

BCP策定の趣旨

自然の驚異の前に万全はないことは東日本大震災のあまりにも大きな教訓です。ましてその非常事態の際にも事業を継続することは非常に困難なことです。しかし「だから仕方ない」ではなく、多くの命と生活に係わる法人として、「だからこそハード面・ソフト面を含めて最大限の備えをする」ことはこの社会福祉という事業を行うものの責任です。

この事業継続計画（BCP）は、災害発生時に、その時の限られた人員と資源で最も効果的に対応する基準を定めたものです。このBCPに基づいて必要な備えと訓練を行い、万一の際に互いの連携のもと、効果的かつスムーズに対応できることが必要です。

このBCP策定はそのためのスタートであり、Plan⇒Do⇒Check⇒Actionのサイクルにより一層効果的なBCPにしていくことです。

災害時においてもできるだけ事業継続していく体制であることで、本法人がこの地域社会で一層信頼される「安心・安全の拠点」となることを目指します。

社会福祉法人グラディーレ事業継続計画

第1章 目的

1 目的

この事業継続計画（以下「BCP」という。）は地震等災害発生による緊急事態時において、災害による被害を最小限に抑えるとともに、施設・事業所の業務を切れ目なく継続して行っていけるように、そのための事前の対策並びに即時対応の基準について定めるものである。

2 災害時に施設に求められる機能

（１）災害時に施設に求められる機能＝BCPにおける重点目標

① 利用者と職員の安全を守る。

命・安全あつての尊厳とサービスである。「想定外」ということが無いようであることとし緊急事態に万全に備える。

② 利用者サービスをできるだけ継続かつ安定して提供できるようにする。

サービスの継続提供は事業者の使命であり、特に非常時の備えが必要である。

③ 地域の要援護者を受け入れること。

「地域社会への貢献と共生」は社会福祉法人の基本方針である。「共生・共助」のもと、一定の「出来る範囲」で、地域の要援護者を受け入れることもそのひとつである。

（２）施設に求められる機能の優先順位

上記①②③いずれもが施設・事業所に求められる機能であるが、しかし災害発生当初の混乱時には「出来る範囲」は極めて限られるのであり、優先順位が重要である。そして①②は契約に基づく法的義務と保護義務に基づく、なによりも「いのち」に係わることとして、当然ながら最優先の責任と使命である。

これに対し③は施設が地域から期待される機能として、地域の要援護者が施設に救いを求めてくることを想定しなければならない。その際地域で運営している施設として、「出来る範囲」を明確にしたうえで、一定の受入れは必要である。その際には次のことが最低の条件となる。

① 利用いただくスペースは施設の共有スペースとし、施設利用者の居住スペースには立ち入らない。

② 食料・飲料水は自分たちで出来る範囲で調達していただく。

なお「出来る範囲」を超える要援護者には、対応が可能な関係機関に連携を図る等、介護難民をつくらない協力をするこゝも、社会福祉法人ないし施設の使命である。

3 初期対応が重要

災害時に3日間を乗り切ることができれば、外部からなんらかの支援を受けることができるとされている。したがって混乱初期の概ね3日間は外部からの支援は望めないという前提での、その間の即応制についての計画であり備えである。

第2章 BCPに取り組む体制

1 BCPに取り組む体制

(1) 本部要員

- ① 本部要員は施設長、各主任、介護支援専門員、生活相談員、各ユニットリーダー、その他の事務所職員とし、本部はその時点で在勤している本部要員で速やかに設置する。
- ② 隊長は施設長とし、副本部長はその他の事務所職員、また介護主任とする。
- ③ 各フロアの防災リーダー
 - ・通常勤務時間帯 その時点の勤務職員で、原則としてユニットリーダー
それ以外は連絡調整がついた順で防災リーダーを努める。
 - ・夜勤時間帯 その時点の勤務職員で、原則としてリーダー
経験の長い職員の順で防災リーダーを勤める。

(2) 別表「BCP役割分担編成表」

2 職員の緊急参集基準

(1) 「BCP職員緊急参集基準」

リーダー以上	可能な限り直ちに出勤する。
その他職員	自分の身と同居家族等の安否が確認できる場合は出勤する。

2) 災害発生時、職員は次の基準により自主的に行動する。

「BCPにおける職員の行動基準」

区 分	勤務時間内		夜間・勤務時間外・休日	2日目以降
	施設内	出張等外出時		
本部要員	各任務に当たる	至急帰設・任務に当たる	安全確認の上、出勤	安全確認の上出勤
その他職員	各任務に当たる	至急帰設・任務に当たる	安全確認の上、できるだけ出勤	勤務者以外も可能であれば出勤
来客・ボウ等	安全確認のうえ帰宅	—	—	—

第3章 災害の想定と備え

1 想定する地震規模と被害・想定機能

計画の前提となる想定被害は、「首都直下型地震による東京都被害想定」での最大被害規模である「東京湾北部地震 M7.3」又は「多摩直下地震 M7.3」とすることが一般的であり、地震発生は最も厳しい時間帯として、施設では夜勤時間帯を想定する。

2 設備・インフラ等の想定被害・機能

震度6以上として、概ね次の被害・残る機能が想定される。

- ① 電気：地域一帯5日間停電 非常用照明点灯（1時間） 避難誘導灯点灯
- ② 水道：地域一帯7日間断水 残存水を節約して使用する。
 - i 施設受水槽確認、浴槽に水をためておく
 - ii 各階個浴（6か所）機械浴（3か所）
 - iii 備蓄飲料水・・・2.0ℓボトル150本
- ③ 都市ガス：停止
- ④ 全エレベーター：停止
- ⑤ 消防設備等
 - i 火災報知設備・放送設備
 - ii 非常灯 蓄電池で30分間点灯
 - iii 誘導灯 蓄電池で30分間点灯
 - iv 非常放送設備：内臓バッテリーで連続10分起動
 - v 防災監視盤：内臓バッテリーで1時間、監視で10分警報可
- ⑥ 電話
施設内電話：停止
電話：不通若しくは通話困難
携帯電話は3日間不通
- ⑦ ナースコール：停止
- ⑧ 通信：インターネット・メール：停止
- ⑨ スプリンクラー設備：蓄電池で3時間作動
- ⑩ トイレは下水道管が破損した場合は使用できない。
- ⑪ ゴミ回収はない。

3 2の事態への対策

- ① 節電 コンセントの使用制限 照明間引き
- ② 水
 - i 備蓄の飲料水は飲水・調理以外には使わない。
 - ii ボトル・浴槽による備蓄
 - iii 生活用水は受水槽タンク内の水を使用
- ③ トイレ
 - i 簡易組み立てトイレの設置
 - ii 汚物の処理・保管
- ④ ごみ処理 おむつごみ、使い捨ての食器、清拭タオル等の保管場所確保と衛生管理の徹底
- ⑤ 備蓄品 マスク、手袋、アルコール、カセットボンベ、重油等々必需品の一定量の備蓄
- ⑥ 施設・設備の安全対策

項 目	状 況	点検・メンテナンス
書庫・事務機器等固定	避難訓練時に実施	年1回
落下物対策	避難訓練時に実施	年1回
緊急通報装置	委託により実施	年1回
防災無線	委託により実施	定期テスト通話
消火設備	委託により実施	年2回
無線トランシーバー	仙台市より支給	定期テスト通話
炊出し用物品	カセットコンロ 3台	年1回
ポータブルトイレ	10台	

第4 緊急対応

1 対応の優先順位

- (1) 生命に関わることから行う。
- (2) いる職員でできること、できないことを認識する。
- (3) 参集した職員で、できることをやっていく。
- (4) 時間との戦い、まず臨機応変の行動、報告は後でも良い。
- (5) 記録は情報共有のためにも大事、ホワイトボードや紙に時系列にメモする。

2 震災発生初動30分のマニュアル

隊長指示のもと各自、次のことを行う。

① 各自が自身・周辺の安全確保

- i 頭を守り姿勢を低くする。転倒転落危険のある物から距離を置く。
- ii 近くの利用者に大声で「その場に屈んで身を低くしてください。」「落ち着いてください。」
などと声を積極的にかけ、状況によって手を引いたり屈ましたりする。

② 非常放送（揺れが収まって直ちに）「ただ今大きな地震が発生しました。職員が確認していますのでそのままお待ちください。けがをした方がいないか確認してください。職員はドアをあけて避難路を確保し、火の元を確認してください。」

③ 初動の役割分担

- i テレビ・ラジオによる情報収集とフロアへの応援指示
- ii フロアで応援体制のもと、1 利用者の安全確認 2 設備・ライフラインの確認
- iii 二次災害の要因除去
- iv 1 階は各設備点検・玄関開放

④ 情報の収集と共有

- i 災害対策本部を事務所に設置する。（各フロアからの情報収集）

- ii 要所Ⅱでテレビ情報を含めて情報共有し、職員への必要な指示・注意喚起をする。
- iii 事態に応じ、時間を決めて本部ミーティングを招集（簡潔・効率的に行う）。
- iv ホワイトボードに時系列で書き、情報整理と共有に役立てる。

3 初動対策及びBCP発動後の対応

大規模地震発生後における活動は、次の行動計画の流れで行う。

行動計画	対応のポイント	担当
利用者・職員の安全確保	・避難口確保 ・落下・家具倒壊から防護・避難	各ユニット
点呼確認・負傷者確認	・本部・防災リーダーへ報告	各ユニット
救出・避難	・救出、救護が必要な利用者への対応 ・安全な場所への避難	各ユニット
情報収集と館内放送等での情報共有	・テレビ・ラジオ等の情報による全体状況の周知 ・声掛けによる不安、動揺の軽減	本部

（1）発生直後

インフラ被害集約	・テレビ、防災無線等で情報収集	本部
利用者、職員の安全確認	・入居者全員の安否確認 ・職員の安全確認	各ユニット
各設備業者への依頼	・早急に復旧が必要な設備が対象 ・ライフラインの一時確保	本部
非常食の確保	・食料・飲料水の備蓄確認⇒使用準備	管理栄養士 各ユニット
防災、生活用品の確認及び使用準備	・防災・生活用品の備蓄確認⇒使用準備	本部 各ユニット
利用者家族への情報提供	・家族に利用者の安否情報を提供	各ユニット
仙台市との連絡調整	・被害報告、救援物資の依頼確認等	本部
職員への応援要請 職員の安否確認	・緊急連絡網による ※当日出勤でない職員対象	本部

(2) 体制確立～1時間後

行動計画	対応のポイント	担当
本部設置	・勤務職員で本部設置	本部
利用者・職員の被害確認	・負傷者情報を本部に報告し集約 ・看護師に報告	各ユニット
緊急措置確認	二次災害防止のための設備確認	本部
救護室の設置	・応急手当、負傷者のリストアップ ・搬送要請	看護職員
破損・損壊状況の確認と物的被害の集約	・各フロアを巡回して破損・損壊状況の確認 ⇒ 本部へ報告	各ユニット
職員に緊急出勤要請	緊急連絡網で要請	本部
本部会議開催	・確認と各必要事項の指示	本部

(3) 夜間災害時初動期の対応

夜間に災害が発生した場合は、緊急連絡網により職員を参集する。

夜間等に災害が発生した場合の参集基準

参集体制	行動基準	参集範囲	連絡体制
警戒参集	施設の所在地内で震度5弱以上を記録したとき	・施設長 ・各ユニットリーダー ・あらかじめ定めた職員	自主（自動）参集
非常参集	施設の所在地内で震度5強以上を記録したとき	・全員	自主（自動）参集

(4) 留意事項

① 排泄業務について

- i 排泄介助の回数に関しては、使用できるおむつの枚数を確認して日に何回の介助が可能かを検討する。
- ii トイレでの排泄が可能な方であっても、断水でトイレが使用できない場合には、ポータブル又は一時的におむつ対応とする。
- iii 使用済みおむつは、決められた場所にできるだけ密閉した状態で保管する。

② 入浴業務について

- i 断水になるため、入浴業務は中止する。
- ii 清拭対応に関しては、排泄介助とともに行う。

- iii 全身清拭については、日々の現場の状況に応じ、職員で検討して決める。
- iv 清拭に関しては清潔保持の意味もあるが、感染症予防の目的も兼ねる。
- v 使い捨ての清拭のシートを使用する。

4 在宅サービスの対応

(1) 食事係 別表 地震発生時の対応を参照

(2) ショートステイ 基本的対応事項

経過時間	基本的な対応事項	備 考
発災直後 30 分以内	・職員自身安全確保 ・出勤基準に基づき職員は参集	・ユニットリーダーの指示により行動する。
発災後 1 時間以内	・施設・設備の被害状況の確認 ・利用者の安否と状況確認、必要な代替サービスの発信 ・出勤職員の役割分担の確認 ・今後の営業・休業について決定と利用者・関係事業所へのお知らせ	自身又はユニットリーダーの指示により行動する。
発災後 3 時間以内	・併設施設の介護業務等の応援 ・利用者の安否と状況確認、必要な代替サービスの発信 ・利用者・関係事業所へ営業状況・休業のお知らせ ・営業に向けて被害設備復旧のための連絡調整 ・部分営業の可否の調整と決定 ・休業の部分営業についての広報	・併設事業所と連携 (適宜本部・市と連携・相談)
発災後 2～7 日	・営業に向けての各種準備 ・通常営業までのスケジュール決定	・併設事業所と連携 (適宜本部・市と連携・相談)
1 週間後には通常の事業を再開		

第5 事業継続計画

災害直後の限られた人員と資源のもとで、優先的に行う業務、中断・縮小する業務、復旧目標を次のことを基準に迅速に判断・実施する。

1 中核業務

食事	食事提供	・三食・定時にこだわらず、非常食の予定表を基本に対応する。 ・朝・昼・夕の順番にこだわらず、出せるメニューより提供する。 ・利用者の応援も得る。(対応できる利用者のみ)
介護	排泄	・水道・下水が復旧するまでトイレは使用できず、カバー等を装着したトイレを使用する。 ・おむつ交換は定時で行う。 ・汚物は産廃業者が来るまで指定箇所に保管する。
	衛生管理	・使い捨ての衛生シート、受水槽内の水などを使用する。
	水分補給	・自立度の高い利用者にはペットボトルを配布。
	介護	・定時に見回り、必要とする介護を行う。
看護	処置	・震災による怪我の処置は優先して行う。
	服薬管理	・服薬は危険度の高いものを優先（心臓・精神薬・糖尿等）

2 中止する業務

- ① 余興活動全般
- ② 地域交流事業

3 縮小する業務

- ① 整容及び入浴（清拭で対応）

ただし感染症予防の観点から消毒、除菌にかかる業務は方法を変えても実行する。
 なおライフライン、サプライチェーンの復旧の度合いに応じて事業を戻していく。

3 重要業務と復旧目標

優先 順位	重要業務	重要度の評価		対 象	目標復旧時期
		利用者への影響	職員の負担		
1	食事提供	高	高	入所利用者	当日中
2	介護業務	高	高	入所利用者	当日中
3	看護業務	高	高	入所利用者	当日中
4	生活場所確保	高	高	在宅利用者	翌日～3日
5	設備稼働	高	中	施設全体	3日～7日
6	衛生環境維持	高	中	入所利用者	当日～翌日

4 再開・復旧に関する基本方針

区 分	内 容
入所利用者	食事・介護・看護に関するサービスは継続する。
在宅利用者	独居利用者を優先して安否確認を行い、必要に応じて安全な場所の確保に努める。
ライフライン	既存の設備・災害用備蓄を最大限に活用し、ライフラインの確保に努めるとともに、早急な復旧に努める。
施設内環境	施設内の損壊状況を把握し、早急な復旧活動を行う。また衛生環境の低下を防ぎ、介護ができる環境の整備を行う。

5 特養の業務縮小基準表

職員の 状況	夜勤職員 のみ	職員30%	職員50%	職員70%	職員90%
必要な 業務基 準	利用者・職 員の安全 確認のみ	安全と生命を守る ための最低限 の業務	食事・排泄中心。 その他は中止又 は減	一部中止・減とす るが、ほぼ通常に 近づける。	ほぼ通常教務
ショート ステイ	新規は原則中止	利用中利用者の 帰宅を検討	利用中利用者の 帰宅を検討	再開検討	再開
食事介 助	応援ある までなし	いる職員で必要 な方に介助する。 備蓄食品使用	一斉でなく、順次 介助。栄養補助食 品・簡易食品等活 用。	一斉でなく、順次 介助。栄養補助食 品・簡易食品等活 用。	ほぼ3食提供。 食事時間は流動 的に対応する。 ほぼ通常通り。
口腔ケ ア	なし	応援あるまでなし。	経管栄養者実施	食事時間に合わ せ適宜介助。	ほぼ通常
入浴・清 拭介助	なし	失禁等必要性の ある方から清拭 実施	適宜清拭を実施	電気・水等復旧 後、週1回実施	ほぼ通常 一部清拭に変更可
排泄	必要な方 のみ介助	回数少なく、厚め のオムツで対応	ほぼ通常	ほぼ通常	ほぼ通常
機能訓 練	中止	中止	褥瘡予防・拘縮予 防重点実施	褥瘡予防・拘縮予 防重点実施	個別のみ実施
清掃	中止	中止	汚れた箇所を実 施	頻度をおとす	ほぼ通常
洗濯	中止	見通しがつくま で、必要最低限、 使い捨てで対応	見通しがつくま で、必要最低限、 使い捨てで対応	見通しがつくま で、必要最低限、 使い捨てで対応	ほぼ通常
シーツ 交換	中止	中止	汚れが目立つと ころを優先	汚れが目立つと ころから順次	ほぼ通常
夜勤体制	いる職員 で対応	いる職員で対応	可能職員で暫定 ローテを組む	可能職員で暫定 ローテを組む	ほぼ通常
医療体制	応急処置及 び救急搬送	応急処置 救急搬 送 配薬・服薬中 心 薬剤確保	全員の健康チェッ ク 必要時受診	全員の健康チェッ ク 必要時受診	全員の健康チェッ ク 必要時受診
給食体制	原則中止	出勤職員で各フロ アにて備蓄品を用 いて準備を行う	電気等復旧状況に より、できる範囲 で調理再開。復旧 までは簡易食品	電気等復旧状況に より、できる範囲 で調理再開。復旧 までは簡易食品	電気等復旧状況によ り、できる範囲で調 理再開 ほぼ通常

6 ボトルネックの共通理解

事 項	内 容
冷暖房	電気不可⇒冷暖房等は全館停止。
ガス	都市ガスと電気不可⇒調理不能
水	備蓄水と浴室等にためた水、貯水槽ないの水
照明	電気不可⇒消灯
ナースコール	ナースコール停止 PHSは停電と同時に使用不能
エレベーター	停止で食事搬送、利用者移動が困難
外部との通信	困難
医療	嘱託医は地域Drのため、ホーム優先とは行かない
通院	病院機能低下、搬送困難で、病院との連携がとりにくい
食事	食材の流通確認が必要
財務管理	現金が少ない。
地域	地域の被災者の受け入れ態勢が整っていない

作成：令和3年12月1日

令和5年12月1日改訂

別表「BCP役割分担編成表」

役 割	主担当者	役割の内容
責任者	施 設 長	① 事業継続の判断 ② 各種判断事項の指示
初期消火担当	生活相談員	①初期消火 ②火災時の通報
情報収集・避難・誘導担当	介護支援専門員 総 務 介 護 主 任	①地震及び被災状況、周辺状況の確認 ②行政機関による避難等の指示、給水等の救援情報
備蓄品担当	総 務 管理栄養士	①消防用設備器具の準備、点検 ②飲料水や食料等の確保、配付
利用者等連絡担当	生活相談員	①協力会社の被害状況把握 ②顧客への被害状況の報告
職員担当	総 務 介 護 主 任	①職員及びその家族の安否の確認 ②職員の帰宅支援 ③職員の出勤可否の確認
応急救護担当	主任看護師 その他すべての看護師	①負傷者の応急手当て
食事担当	管理栄養士	①協力会社の被害状況把握 ②利用者への食事提供
介護担当	各ユニットリーダー	① 利用者への介護業務全般
業務処理担当	施 設 長	①貴重品（現金、契約書等）の管理 ②重要書類の持ち出しなど
情報システム担当	施 設 長 介護支援専門員	①情報システムやデータの保護 ②情報システム障害確認及び復旧への対応
施設・設備担当	施 設 長 生活相談員 総 務	①施設・設備の破損調査の集計 ②施設・設備の応急対応の指示
地域支援担当	事務所職員	①近隣や周辺地域に対する支援の実施 ②地域主催の訓練への参加
事業継続検討委員	理 事 長 施 設 長 生活相談員 介護支援専門員 各主任クラス	《平時》 ①事業継続計画の立案 ②役割分担の決定 ③従業員教育 《緊急時》

	各ユニットリーダー	①対策本部での検討 ②情報の取りまとめ ③各担当への指示
--	-----------	------------------------------------

別表 食事係 災害発生時の対応

災害の規模により、施設の食事を取り巻く状況や対応は異なります。時系列によって想定される状況は下表のとおりです。

	小規模災害	大規模災害
平常時	・災害対策マニュアルの整備 ・災害訓練（配食含む）の実施 ・備蓄品の保管及び管理 ・災害ネットワークの確立、強化 等	
フェーズ 0 （災害発生後 24 時間以内） 初動体制の確立	・（場合により）ライフライン一部寸断 ・備蓄食品による食事提供 ・物資搬入の遅延	・ライフライン寸断 ・設備の破損 ・調理従事者の人員不足 ・備蓄食品による食事提供 ・物資搬入の停止 ・外部との連絡不通
フェーズ 1 （災害発生後 72 時間以内） 緊急対策	・提供献立の一部見直し ・（破損した場合）設備の修繕 ・ライフライン復旧 ・物資搬入の正常化	・外部からの被災者受入れ ・物資や人員の要請 ・備蓄食品による食事提供 ・破損設備の修繕
フェーズ 2 （4 日目～1 ヶ月頃） 応急対策		・ライフライン復旧（一部） ・救援物資による食事提供 ・衛生状態の問題 ・健康状態悪化の問題
フェーズ 3 （1 ヶ月以降） 復旧・復興対策		・ライフライン復旧（一部） ・厨房設備復旧 ・通常の発注 ・納品再開（一部） ・食事提供再開（一部変更）

参考 施設内放送文

■その1 地震発生直後（2回繰り返すー以下同じ）

館内の入居者、職員にお知らせします。ただいま大きな地震がありました。余震の恐れがありますので、落ち着いて、その場で待機してください。けがをした方はナースコールを押してください。これから職員が安全確認のため各部屋を伺います。職員は近くのドアをあけて避難路を確保し、火の元を確認。入居者と施設内の安全確認を行ってください。以上

■その2 発災 5 分後

館内の入居者、職員にお知らせします。先程の地震は〇〇を震源とするマグニチュード〇〇の地震です。余震の恐れがありますので、引き続きその場で待機してください。

なお施設内での火災や建物被害はありませんのでご安心ください。職員にお知らせします。引き続き役割分担に従い、ご利用者と施設内の安全確認を行ってください。至急の異常事態は本部に報告してください。以上

■その3 発災後概ね 10 分後

館内の入居者、職員にお知らせします。先程の地震は〇〇を震源とするマグニチュード〇〇の地震で、仙台市の震度は〇〇です。余震の恐れがありますので、引き続きその場で待機してください。

なお施設内での火災や建物被害はありませんのでご安心ください。

職員にお知らせします。引き続き役割分担に従い、入居者と施設内の安全確認を行ってください。確認後、階事務所に報告して下さい。新たな異常事態は本部に至急報告ください。以上

■その4 発災後概ね 15 分後

館内の入居者、職員にお知らせします。先程の地震による、施設内の安全確認の結果をお知らせします。まず利用者、職員全員の安全が確認されました。入居者で怪我などをされている方がいますが、現在医務室で応急処置をしています。以上

また施設内での火災や建物被害などはありませんので、ご安心ください。

職員にお知らせします。引き続き入居者の安全確保のため、見守りを続けて下さい。以上

■その5 発災後概ね 20 分後

職員にお知らせします。施設長の阿久津です。〇〇時〇〇分から 事務所内で本部ミーティングを行いますので、主任以上、各ユニットリーダーは事務所に参集して下さい。その他の職員は引き続き利用者の安全確保のため、見守りを続けてください。以上